

インターネット上における未成年者の権利保護について (Protection of minors' rights on the Internet)

石橋 豪[†]

情報セキュリティ大学院大学 情報セキュリティ研究科[†]

第1章 背景

現代では多くの親が SNS で子供の成長を写真で発信しているが、その一方でプライバシー設定に関する親の理解は不十分である事も明らかになっており¹、多くの写真が本人の知らないまま不特定多数に対して公開されている。未成年者が自分や友人の不適切な写真を投稿してしまう問題についてはよく知られているが、未成年者の親自身が行う違法性の薄い投稿については野放しの状態である。親によって無断で「晒され」る子供たちは「晒されチルドレン」とも呼ばれている。

この問題はフランスやドイツにおいても警察が子供の写真をシェアしないよう呼びかけるなど海外でも認知が広まりつつある。

1-1. リスク

トイレトレーニングの様子を投稿してしまうなど、親に悪意は無くとも当事者にとってはプライバシー侵害となるケースが考えられる。また Exif 情報からの位置情報漏洩・時間情報の漏洩は良く知られており、これらは誘拐犯やストーカーにとって有益な情報となり得る。さらに昨今は写真の高画質化や画像解析技術の進化により指紋情報²、年齢³、犯罪傾向⁴など様々な情報

の漏洩リスクが明らかになっており、今後も現在知られていないリスクが顕在化し就職時に不利益を被る事などが考えられる。

第2章 国内法による対策の検討

2-1. 民法

民法第 709 条で権利侵害に対する賠償責任が認められているが、一方で第 5 条第 1 項では未成年者の法律行為に（通常は親である）法定代理人の同意を必要としているため「子供が親を訴える」事を困難としている。法的には親権を停止することで法定代理人を変更する方法も考えられるが、プライバシー侵害に対抗するために親権を停止する事は考えにくい。

2-2. プロバイダ責任制限法

海外事業者には適用されず、国内事業者も明確な権利侵害が伴わないケースについては裁判所に判断を委ねる事が想定される⁵が民法第 5 条により未成年者は独立して訴訟を提起することができない。

2-3. 個人情報保護法

未成年者本人の同意を義務付けておらず、本人による同意の取り消しも想定していない。従って法定代理人が未成年者の代理として同意してしまえば、本人が成人した後であっても自身の情報について削除を求めることができない。

2-4. 子どもの権利条約

第 16 条において 18 歳未満の児童の名誉が保護される権利を認めているが国際的通報制度を盛り込んだ第 3 議定書に日本は加盟していない。

2-5. 地方自治体における子どもの権利条例

例えば川崎市では子どもからの訴えを受け付ける窓口を設けている。画像の削除命令を出す権限はないため親や事業者が強硬に抵抗するケースには対応できないが、代表者に弁護士が任命されているなど一定の受け皿となることが期待

[†] Tsuyoshi Ishibashi, INSTITUTE of INFORMATION SECURITY

¹ NOMINET “PARENTS ‘OVERSHARING’ FAMILY PHOTOS ONLINE, BUT LACK BASIC PRIVACY KNOW-HOW”

² J-CAST ニュース「スマホ写真で指紋を復元 現実に起きていた「指紋盗撮」」
<https://www.j-cast.com/2017/01/12287862.html> 2017年6月10日参照

³ How-Old.net <https://how-old.net/> 2017年6月10日参照

⁴ Xiaolin Wu, McMaster University, Shanghai Jiao Tong University, Xi Zhang Shanghai,

Jiao Tong University “Automated Inference on Criminality using Face Images”

⁵ 最三小判平 29.1.31 判タ 1434 号 48 頁

できる。

2-6. 名誉毀損罪

名誉毀損罪は刑法であるため民法第5条の制約を受けず、告訴能力が認められれば未成年者でも告訴が可能であるが親は処罰されることになるため、親子関係が破壊される事が懸念され、現実的ではない。

第3章 海外法による対策の検討

3-1. 消しゴム法 (米国カリフォルニア州)

未成年者自身が行った投稿について後から削除することを認めているが、親が投稿したケースは想定されていない。

3-2. COPPA (米国) / 一般データ保護規則 (EU)

未成年者から個人情報を収集する場合は検証可能な形で親から同意を得ること等を定めているが親自身が権利侵害を行う事は想定されていない。

第4章 対策の提案

4-1. 親世代の教育

根本的な原因は投稿者である親がそのリスクを理解していないことであり、その原因の一つは情報教育の欠如である。日本の平均初産年齢から算出すると平均で2.4歳以上の子供を持つ親は3年以上の必修情報リテラシー教育を受けていない世代にあたる。既に学校に通っていない親を再教育する事は難しいが、出産時教育に盛り込む、SNSで未成年者の写真を投稿しようとした事を検出した際に強制チュートリアルを行う等の方法が考えられる。

4-2. 同意の事後取り消し可能化

民法においては混乱や濫用を避けるため法定代理人が行った法律行為を未成年者が成人後に取り消す事は制限されているが、個人情報の提供といったプライバシーも法定代理人に委任し、成人後も対抗できない点は疑問が残る。投稿の取消(データの非公開化)は多くの場合可能と考えられる⁶ため、個人情報保護法を改正し法定代理人による同意の事後取り消しを認める方法が考えられる。ただし成人後には既に情報が拡散し手遅れの状態になっている事も想定される。

4-3. 画像認識による自動保護

Microsoft社のFace APIのような技術を用いることで、写真に写っている人数や大まかな年齢を推測することが可能である。この技術を用い

ることで投稿された写真に未成年者が含まれていた場合は利用者に警告した上で自動的に共有設定を「友達」等に設定した上で公開期間も制限することを推奨する方法が考えられる。完全にプライバシー侵害等を防ぐ方法ではなく、利用者自身が制限を解除してしまう事も考えられるが、利用者の「人に見せたい」という欲求をある程度満たしつつリスクを大幅に低減することが期待できる。

4-4. 事業者に対するベネフィット

前項で挙げた対策は、利用者のプライバシーを保護する点で有益である一方、事業者にとってはメリットがなく導入する動機がない。動機づけとして考えられるのがプライバシーマークやEMA⁷のような認定制度である。

現在、学校はSNSの安全性について判断する能力がないため対応がまちまちであるが、公的機関が青少年の利用に適したソーシャルメディアを認定することで学校は認定SNSを推奨し、非認定SNSの利用を推奨しない方向に動く事が予想され、SNS事業者は対応を迫られるとともに対応する事によりユーザの囲い込みが期待できるというベネフィットが生まれるのではないだろうか。

4-5. プライバシー新法・法改正

プライバシー権を民法のみで取り扱うことには無理があると考えられ、将来的には個人情報保護法を拡充するか、新法で取り扱いを定めることが望まれる。またその際は未成年者も民法第5条の制約を受ける事無く苦情を申し立てられる制度も盛り込む事が望ましい。

4-6. 子どもの権利条例の拡充

子どもの権利条例は、子供のプライバシーを守り、民法第5条の制約を受けることなく子供が自身の意思のみで救済を求めることができ、現在唯一子供が親によるプライバシー侵害に対抗できる方法である。

しかしながら子どもの権利条例は全ての地方自治体に存在する条例ではなく、既に制定されている地方自治体であっても未成年者への認知度が高いとはいえないほか、条例が制定されていても窓口が存在しない地方自治体もあり、日本の子供すべてがその恩恵を受けている訳ではない。より多くの自治体が子どもの権利条例を制定するとともに、子どもたちが実際に制度を利用できるよう、周知と手厚いサポートが望まれる。

⁶ 既に消しゴム法が存在するためカリフォルニア州を対象にサービスを提供しているソーシャルメディア事業者は対応が完了しているはずである

⁷ 一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構